

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（本預金等口座の名義人。以下同じ）は、次の1 および2のいずれかにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の3のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、次の1 または2のいずれかに該当したとき、また、自らもしくは第三者を利用して次の3のいずれかに該当する行為をしたとき、または上記の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、この預金等取引が停止され、または通知によりこの預金等口座が解約されても異議を申しません。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、熊本第一信用金庫（以下「信用金庫」という。）になんらの請求をしません。また、信用金庫に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

上記反社会的勢力ではないことを表明し、確約いたします。